

第1問 別紙1から別紙4の登記記録（一部省略）のある土地に関する次の（事実関係）に記載された事実に基づく司法書士法務太郎が行った登記の申請について、後記の問いに答えなさい。

（事実関係）

- 1 平成28年4月1日、阿部一郎が死亡した。同人の相続関係は、別紙5の相続関係説明図のとおりである。
- 2 平成28年4月20日、阿部一郎の共同相続人の間で、阿部一郎の相続に関する遺産分割協議が行われた。遺産分割の内容は、別紙9のとおりである。また、平成28年4月25日、加藤二郎は、自己の有する持分全てを放棄した。持分放棄の内容は、別紙10のとおりである。
- 3 平成28年5月15日、阿部花子及び阿部新二郎は、平成28年5月15日現在において自己の所有する土地の持分のうち2分の1ずつを田中四郎に売り渡した。売買契約の内容は、別紙13のとおりである。
- 4 平成28年5月27日、阿部新二郎が死亡した。同人の相続関係は、別紙6の相続関係説明図のとおりである。
- 5 別紙2の甲区2番の登記は、本来、売主佐藤三郎、買主阿部花子（持分12分の6）、加藤二郎（持分12分の3）及び阿部新二郎（持分12分の3）とする売買契約に基づきなされるべきものであった。
- 6 平成28年5月30日、関係当事者全員が、司法書士法務太郎の事務所を訪れ、上記事実関係に関する登記の申請の代理を依頼した。司法書士法務太郎は、登記の申請に必要な全ての書面を受領した。司法書士法務太郎は、同日、依頼に基づく登記の申請を行った。登記の申請情報及び申請情報と併せて提供することが必要な添付情報の提供は、書面を提出する方法によって行われた。

問 上記（事実関係）に基づき、司法書士法務太郎が平成28年5月30日に申請した登記の申請情報について、申請がされた順に申請情報の内容である登記の目的、登記原因及びその日付、登記事項、申請人の氏名又は名称、添付情報並びに登録免許税について、第1問答案用紙の第1欄から第6欄に記載しなさい。なお、事実関係4の阿部新二郎の相続が開始したことによる相続による（持分移転の）登記は申請しないものとする（記載しないものとする。）

(答案作成に当たっての注意事項)

- 1 司法書士法務太郎は、複数の登記の申請をする場合には、申請件数が最も少なくなるように登記を申請するものとする。また、特別受益者については、申請義務のある登記の申請についてのみ、申請人となるものとする。
- 2 司法書士法務太郎は、後記【添付情報一覧】に掲げる情報を添付情報として利用することができる場合は、これを添付情報として利用するものとする。
- 3 登記記録に記録されている登記名義人の住所及び氏名に変更事項はない。
- 4 第1問答案用紙の第1欄から第6欄までの申請人の氏名又は名称欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。
  - (1) 「権利者」、「申請人」等の表示も記載するほか、持分の表示が必要な場合は、持分の表示も、記載する。
  - (2) 住所は、記載することを要しない。
- 5 第1問答案用紙の第1欄から第6欄までの添付情報の欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。
  - (1) 添付情報の解答は、その登記の申請に必要な添付情報を後記【添付情報一覧】から選択し、その記号(アからマまで)を記載する。
  - (2) 法令の規定により添付を省略することができる情報及び提供されたものとみなされる情報についても、後記【添付情報一覧】から選択し、その記号(アからマまで)を記載する。
  - (3) 後記【添付情報一覧】のアからマまでに掲げられた情報以外の情報(登記申請に関する委任状等)は、記載することを要しない。
- 6 第1問答案用紙の第1欄から第6欄までの各項目の欄に申請すべき登記の申請情報等の内容を記載するに当たり、記載すべき情報等がない場合には、その欄に「なし」と記載すること。
- 7 申請すべき登記がない場合には、第1問答案用紙の第1欄から第6欄までの登記の目的欄に「登記不要」と記載すること。
- 8 添付情報のうち、登記申請に際して有効期限の定めがあるものは、登記の申請時において、全て有効期限内のものであるものとする。
- 9 別紙は、いずれも、実際の様式とは異なる。また、別紙には、記載内容の一部が省略されているものがあり、別紙を含め、登記の申請に必要な添付情報は、いずれも、(事実関係)に沿う形で、法律上適式に作成されているものとする。なお、登記の申請情報と併せて提供すべき登記原因を証する情報については、報告形式の登記原因証明情報を作成せず、別紙に記載されている売買契約書等の原本を提供するも

のとする。

- 10 「不動産の特定」については、登記の申請の目的物件について、解答欄中の「別紙1」・「別紙2」・「別紙3」・「別紙4」のうちの該当するものを○で囲んで解答しなさい。なお、第1欄及び第4欄については、すでに記載してある。
- 11 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。
- 12 別紙1の土地の課税標準の額は、1,500万円、別紙2の土地の課税標準の額は、1,200万円、別紙3の土地の課税標準の額は、500万円、別紙4の土地の課税標準の額は、1,000万円である。登録免許税額の算出について、租税特別措置法等の特別法による税の減免の規定の適用は、ないものとする。
- 13 訂正、加入又は削除をしたときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。

【添付情報一覧】

- ア 特別受益を証する情報（別紙 7）
- イ 相続放棄申述受理証明書（別紙 8）
- ウ 遺産分割協議書（別紙 9）＜※印鑑証明書付きではない。＞
- エ 土地共有持分放棄証書（別紙 10）
- オ 郵便物配達証明書（別紙 11）
- カ 郵便物配達証明書（別紙 12）
- キ 不動産共有持分売買契約書（別紙 13）
- ク 領収書（別紙 14）
- ケ 領収書（別紙 15）
- コ 阿部新一郎、阿部新二郎及び阿部新三郎の印鑑に関する証明書並びに阿部新一郎、阿部新二郎及び阿部新三郎の戸籍個人事項証明書
- サ 阿部一郎の戸籍全部事項証明書（除籍全部事項証明書）
- シ 阿部新二郎の戸籍全部事項証明書（除籍全部事項証明書）
- ス 阿部美子の戸籍個人事項証明書
- セ 阿部慎太の戸籍個人事項証明書
- ソ 阿部花子の住民票の写し
- タ 阿部新二郎の住民票の写し又は住民票除票の写し
- チ 加藤二郎の住民票の写し
- ツ 田中四郎の住民票の写し
- テ 別紙 1 の土地の甲区 2 番の登記識別情報
- ト 別紙 1 の土地の甲区 3 番の登記識別情報
- ナ 別紙 2 の土地の甲区 1 番の登記識別情報
- ニ 別紙 2 の土地の甲区 2 番の登記識別情報（主登記に関するもの又は付記登記に関するもの）
- ヌ 別紙 2 の土地の甲区 3 番の登記識別情報
- ネ 別紙 3 の土地の甲区 1 番の登記識別情報
- ノ 別紙 4 の土地の甲区 2 番の登記識別情報
- ハ 阿部花子の印鑑に関する証明書
- ヒ 加藤二郎の印鑑に関する証明書
- フ 阿部美子の印鑑に関する証明書
- ヘ 阿部慎太の印鑑に関する証明書

ホ 佐藤三郎の印鑑に関する証明書

マ 売主佐藤三郎，買主阿部花子，加藤二郎及び阿部新二郎とする売買契約書

(別紙 1)

表題部(土地の表示)		調製	(省略)	不動産番号	(省略)
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	中央区中央一丁目			余白	
① 地番	② 地目	③ 地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付[登記の日付]	
1 番	宅地	100 00		(省略)	
(以下, 省略)					

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	(省略)	(省略)	(省略)
2	所有権移転	平成 22 年 6 月 22 日 第 622 号	原因 平成 22 年 6 月 22 日売買 所有者 阿部一郎

※権利部乙区に関する登記記録はない。

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成 28 年 5 月 15 日

東京法務局

登記官

甲野 一郎 印

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

(別紙 2 )

表題部(土地の表示)	調製	(省略)	不動産番号	(省略)
地図番号	余白	筆界特定	余白	
所在	中央区中央一丁目			余白
① 地番	② 地目	③ 地積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付[登記の日付]	
2番	宅地	200 00	(省略)	
(以下, 省略)				

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	(省略)	所有者 佐藤三郎
2	所有権移転	平成 23 年 6 月 30 日 第 723 号	原因 平成 23 年 6 月 30 日売買 所有者 阿部花子


※権利部乙区に関する登記記録はない。

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成 28 年 5 月 15 日

東京法務局

登記官

甲野 一郎 

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

(別紙 3)

表題部(土地の表示)	調製	(省略)	不動産番号	(省略)
地図番号	余白	筆界特定	余白	
所在	中央区中央一丁目			余白
① 地番	② 地目	③ 地積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付[登記の日付]	
3番	宅地	300 00	(省略)	
所有者	持分 3 分の 2 阿部花子 持分 3 分の 1 阿部新二郎			

※権利部に関する登記記録はない。

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成 28 年 5 月 15 日

東京法務局

登記官

甲野 一郎



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



(別紙 4)

表題部(土地の表示)	調製	(省略)	不動産番号	(省略)
地図番号	余白	筆界特定	余白	
所在	中央区中央一丁目			余白
① 地番	② 地目	③ 地積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付[登記の日付]	
4番	宅地	400.00	(省略)	
(以下, 省略)				

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	(省略)	(省略)	(省略)
2	所有権移転	平成 22 年 5 月 20 日 第 512 号	原因 平成 22 年 5 月 20 日売買 共有者 持分 3 分の 2 阿部花子 3 分の 1 阿部新二郎

※権利部乙区に関する登記記録はない。

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成 28 年 5 月 15 日

東京法務局

登記官

甲野 一郎



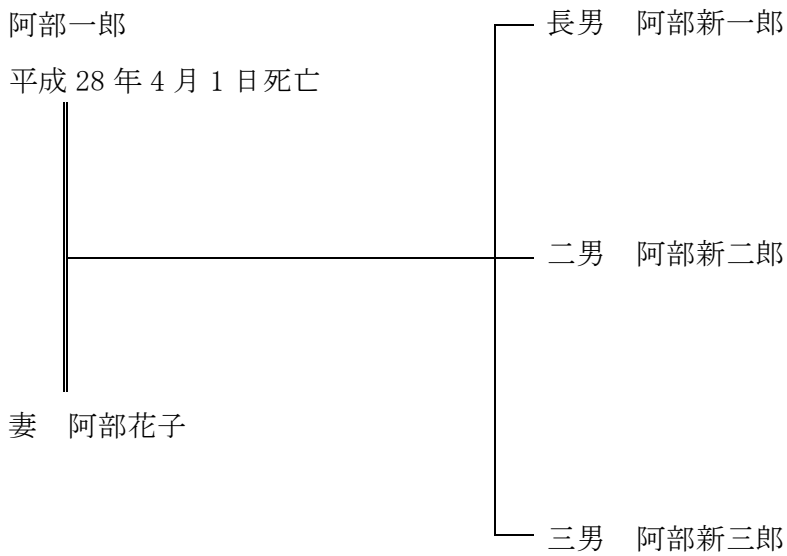
\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

(別紙 5 )

被相続人 阿部一郎 相続関係説明図

- 1 最後の本籍 (省略)
- 2 最後の住所 (省略)
- 3 登記簿上の住所 (省略)

(被相続人)

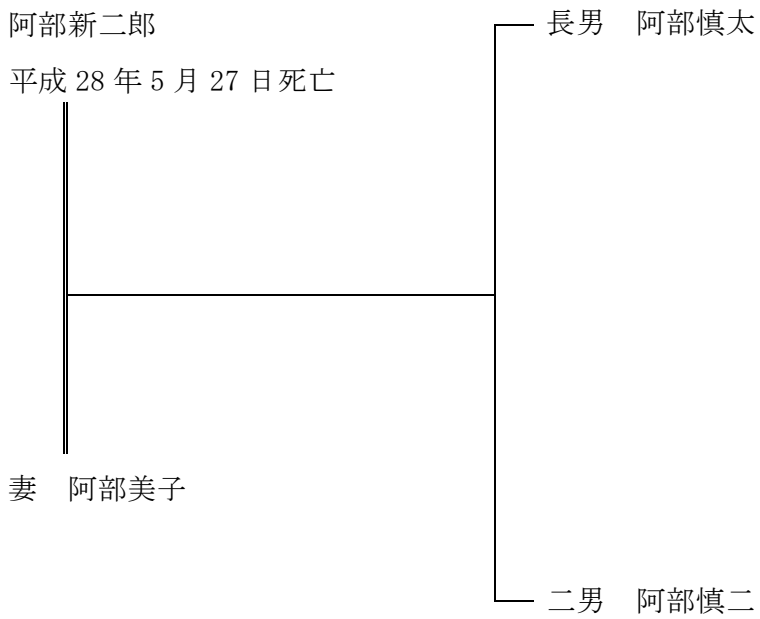


(別紙 6 )

被相続人 阿部新二郎 相続関係説明図

- 1 最後の本籍 (省略)
- 2 最後の住所 (省略)
- 3 登記簿上の住所 (省略)

(被相続人)



(別紙 7 )

証 明 書

私は、生前被相続人阿部新二郎より生計の資本として相続分を超える財産の贈与を受けています。よって、平成 28 年 5 月 27 日被相続人阿部新二郎の死亡により開始した相続については、相続する相続分がないことを証明します。

平成 28 年 5 月 28 日

(住所省略)

阿部慎太 印

(別紙 8 )

## 相続放棄申述受理証明書

本籍 (省略)

最後の住所 (省略)

被相続人 阿部新二郎

本籍 (省略)

住所 (省略)

申述人 (被相続人の二男) 阿部慎二

(中略)

平成 28 年 5 月 28 日

申述人 阿部慎二 (印)

〇〇家庭裁判所 御中

上記証明する。

平成 28 年 5 月 28 日

〇〇家庭裁判所  
裁判所書記官〇〇 (印)

(別紙 9 )

## 遺産分割協議書

被相続人阿部一郎(平成 28 年 4 月 1 日死亡)について開始した相続における共同相続人である阿部花子,阿部新一郎,阿部新二郎及び阿部新三郎は,その相続財産について,次のとおり遺産分割の協議をした。

第 1 条 東京都中央区中央一丁目 1 番 宅地 100.00 m<sup>2</sup>の土地は,阿部花子及び阿部新二郎の共有とし,各持分については,阿部花子 3 分の 2,阿部新二郎 3 分の 1 とする。

(中略)

上記の協議を証するため,この協議書 4 通を作成して署名押印し,各自その 1 通を所持するものとする。

平成 28 年 4 月 20 日

阿部花子 (印)  
阿部新一郎 (印)  
阿部新二郎 (印)  
阿部新三郎 (印)

(別紙 10 )

## 土地共有持分放棄証書

阿部 花子 殿

阿部 新二郎 殿

私こと、加藤二郎は、下記不動産の持分全部を放棄致します。

不動産の表示

所 在 中央区中央一丁目

地 番 2 番

地 目 宅地

地 積 200.00 平方メートル

平成 28 年 4 月 25 日

加藤二郎 (印)

(別紙 11 )

\*注 別紙 10 に関する証明書である。

契 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px;">消印</span> 印	
<b>郵便物配達証明書</b>	
受取人の 氏 名	阿部花子 <span style="float: right;">様</span>
引受番号	176-10-32225-0
上記の郵便物は平成 28 年 4 月 26 日配達したので これを証明します	
日本郵便株式会社	日 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px;">消印</span> 付 印



(別紙 12 )

\*注 別紙 10 に関する証明書である。

契 <span style="font-size: 2em;">消印</span> 印	
郵便物配達証明書	
受取人の 氏 名	阿部新二郎 <span style="float: right;">様</span>
引受番号	186-10-32235-0
上記の郵便物は平成 28 年 4 月 27 日配達したので これを証明します	
日本郵便株式会社	日 <span style="font-size: 2em;">消印</span> 印

(別紙 13 )

不動産共有持分売買契約書

売主 (甲) 阿部花子  
          (乙) 阿部新二郎  
買主 (丙) 田中四郎

第 1 条 甲は、後記表示の土地の自己の共有持分のうち 2 分の 1 を代金 1,000 万円をもって丙に売り渡し、丙はこれを買受ける。乙は、後記表示の土地の自己の共有持分のうち 2 分の 1 を代金 500 万円をもって丙に売り渡し、丙はこれを買受ける。

第 2 条 丙は甲に対し、この契約の締結と同時に契約手付金として金 200 万円を支払い、甲はこれを受領した。丙は乙に対し、この契約の締結と同時に契約手付金として金 200 万円を支払い、乙はこれを受領した。

2 丙は残金を持分移転登記手続に必要な一切の書類及び物件引渡しと引き換えに平成 28 年 5 月 27 日までに甲及び乙に支払うものとする。

3 第 1 項の契約手付金は、売買代金支払時に売買代金に充当するものとする。

第 3 条 所有権移転の時期は、売買代金全額支払時とする。

2 後記土地の持分移転登記に必要な登録免許税及び登記手続に関する費用その他本契約に関する費用は、すべて丙においてこれを負担するものとする。

第 4 条 甲、乙又は丙のいずれかの責任によらない事態が発生し、本売買物件が滅失又は毀損して契約の履行ができなくなったときは、丙の意思によって契約を解除することができる。この場合には、甲又は乙はすでに受領済みの手付金、売買代金その他をそのまま丙に返還するものとする。

第 5 条 甲、乙又は丙において本契約に違反したときは、その相手方は相当の期間を定めてその履行を催告した上、この契約を解除することができる。

2 丙の違約により本契約が解除された場合には、第 2 条第 1 項の手付金は甲、乙が取得して丙に返還しない。

3 甲又は乙の違約により本契約が解除された場合には、違約者はすでに受領している手付金を丙に返還し、かつ、同額の違約金を丙に支払わなければならない。

第 6 条 本件共有不動産については、各共有者は、この所有権移転の日から向こう 5 年間は共有物の分割の請求をしないものとする。

上記のとおり甲乙丙間に売買契約が成立したことを証するため、本証書 3 通を作成し、甲、乙及び丙各 1 通を保有して、後日の証とする。

平成 28 年 5 月 15 日

売主 (甲) 住所省略 阿部花子 ①  
          (乙) 住所省略 阿部新二郎 ①  
買主 (丙) 住所省略 田中四郎 ①

不動産の表示 (省略)

(別紙 14 )

## 領 収 書

田中四郎 様

平成 28 年 5 月 26 日

**¥8,000,000 円**

ただし、下記不動産の持分の売買代金として

物件

(省略)

上記、正に領収いたしました。

阿部花子 印

(別紙 15 )

## 領 収 書

田中四郎 様

平成 28 年 5 月 26 日

**¥3,000,000 円**

ただし、下記不動産の持分の売買代金として

物件

(省略)

上記、正に領収いたしました。

阿部新二郎 印

**第2問** 司法書士法務太郎は、平成28年6月1日に事務所を訪れた東京商事株式会社の代表取締役から、別紙1から別紙5までの書類のほか必要書類の交付を受け、別紙11のとおり事情を聴取した。司法書士法務太郎は、登記すべき事項や登記のための要件などを説明したところ、必要な登記の申請書の作成及び登記の申請の代理を依頼された。司法書士法務太郎は、その依頼に基づき、同日、東京商事株式会社の本店所在地を管轄する登記所に登記の申請をした。

また、司法書士法務太郎は、平成28年7月15日に事務所を訪れた東京商事株式会社の代表取締役から、別紙6から別紙10までの書類のほか必要書類の交付を受け、別紙12のとおり事情を聴取した。司法書士法務太郎は、登記すべき事項や登記のための要件などを説明したところ、必要な登記の申請書の作成及び登記の申請の代理を依頼された。司法書士法務太郎は、その依頼に基づき、同日、東京商事株式会社の本店所在地を管轄する登記所に登記の申請をした。

以上に基づき、第2問答案用紙の第1欄には、平成28年6月1日に委任された登記の申請に関し、第2欄には、平成28年7月15日に委任された登記の申請に関して、アからオまでの項目ごとに各登記の申請書に記載すべき事項を記載しなさい。また、第3欄には、代表取締役から受領した書面及び聴取した内容のうち、登記の申請をすることができない事項があるときは、その事項及びその理由を簡潔に記載しなさい。

(答案作成上のその他の注意事項)

- 1 東京商事株式会社においては、明記されている場合を除いて、定款に法令の規定と異なる別段の定めはないものとする。
- 2 別紙中、(一中略)、(省略)又は(一以下、省略)と記載されている部分は、有効な記載があるものとする。
- 3 登記申請書に添付すべき書面は、すべて調べられており、議事録には所要の記名押印がされているものとする。
- 4 登記申請書に添付すべき書面について、他の書面を援用することができることが明らかなきときは、これを援用しなければならない。
- 5 登記の申請書に添付する必要のない書面については、解答欄に記載してはならない。
- 6 解答欄に記載すべき事項がない場合には、該当の解答欄に斜線を引く。
- 7 各別紙に掲げられている決議は、各種株主に損害を及ぼすおそれはないものとして解答する。
- 8 第1回新株予約権はいわゆるストックオプション目的の新株予約権であり、登記されている100個の新株予約権は全てAが保有している。

- 9 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。
- 10 訂正、加入又は削除をしたときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。

## 別紙 1

【平成 28 年 4 月 1 日現在の東京商事株式会社に係る登記記録の抜粋】

会社法人等番号	0100-01-000365	
商号	東京商事株式会社	
本店	東京都中央区中央一丁目 1 番 1 号	
公告をする方法	官報に掲載してする。	
発行可能株式総数	6000 株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1500 株 各種の株式の数 A 種類株式 1000 株 B 種類株式 300 株 C 種類株式 200 株	
資本金の額	金 1500 万円	
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種の株式の内 容	A 種類株式 4000 株 B 種類株式 6000 株 C 種類株式 800 株 1 取得請求の定め A 種類株主は、いつでも、当会社に対して A 種類株式の取得を請求することができ、この場合には、当該 A 種類株式 1 株の取得と引換えに、当会社の第 1 回新株予約権 1 個を交付する。 1 取締役の選任 A 種類株主は、種類株主総会において、取締役 3 名を選任することができる。 B 種類株主は、種類株主総会において、取締役 3 名を選任することができる。 C 種類株主は、種類株主総会において、取締役を選任することができない。	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するためには、当会社の承認を要する。	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する。	
役員に関する事項	取締役 A	平成 26 年 6 月 27 日重任
	取締役 B	平成 27 年 6 月 27 日重任
	取締役 C	平成 26 年 6 月 27 日就任



	取締役 D	平成 26 年 6 月 27 日就任
	取締役 E	平成 26 年 6 月 27 日就任
	取締役 F	平成 26 年 6 月 27 日就任
	東京都中央区中央 二丁目 2 番 2 号 代表取締役 A	平成 26 年 6 月 27 日重任
	監査役 G	平成 25 年 6 月 27 日就任
新株予約権	<p>第 1 回新株予約権 新株予約権の数 100 個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 B 種類株式 500 株 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 1 個当たり金 50 万円 新株予約権を行使することができる期間 平成 28 年 7 月 10 日まで 新株予約権の行使の条件 新株予約権の行使は、当社の取締役及び監査役のみがすることができる。これを付与した取締役又は監査役が一旦退任した場合には、再度就任するか否かを問わず、一切の新株予約権の行使を認めない。</p> <p style="text-align: right;">平成 26 年 7 月 1 日発行</p>	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	

別紙 2

平成 28 年 5 月 13 日付 A 種類株式の取得請求書

東京都中央区中央一丁目 1 番 1 号

東京商事株式会社 御中

東京都中央区中央七丁目 7 番 7 号

株主 G ㊞

取得請求権付株式である下記の貴社株式の取得と引換えに貴社第 1 回新株予約権を交付されたく、株券を添えて請求します。

記

東京商事株式会社 A 種類株式 200 株

以上

別紙 3

平成 28 年 5 月 15 日開催の東京商事株式会社の臨時株主総会の議事概要

(一中略一)

第 1 号議案 取締役の解任の件

議長は、取締役 C について、その職務に不正があったことを説明し、解任すべきであることを述べ、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致により、これを可決承認した。

(一以下、省略一)

別紙 4

平成 28 年 5 月 15 日開催の東京商事株式会社の取締役会の議事概要

取締役及び監査役全員出席

(一中略一)

第 1 号議案 株式無償割当ての件

議長は、平成 28 年 5 月 15 日最終の株主名簿に記載された株主について下記の要領で株式を新たに発行し、株式無償割当てをしたい旨及びその理由を詳細に説明し、その承認を求めたところ、出席取締役全員の賛成を得たので、本議案は承認確定した。

記

- 1 株主に割り当てる株式の種類及び種類ごとの数  
A 種類株式 10 株につき C 種類株式 1 株
- 2 株式無償割当ての効力発生日  
平成 28 年 5 月 31 日
- 3 株式無償割当てを受ける株主の有する株式の種類  
A 種類株式

第 2 号議案 募集株式発行の件

議長は、下記の要領にて募集株式を発行したい旨を述べ、その賛否について議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを可決承認した。

記

募集株式の発行要領

- |              |                                      |
|--------------|--------------------------------------|
| 1 募集株式の数     | C 種類株式 300 株                         |
| 1 払込金額       | 1 株につき金 2 万円                         |
| 1 払込金額の総額    | 金 600 万円                             |
| 1 割当方法       | 下記記載の X に割り当て、総数引受契約によって行う。          |
| 1 割当先及び割当株式数 | X C 種類株式 300 株                       |
| 1 払込期日       | 平成 28 年 5 月 30 日                     |
| 1 増加する資本金の額  | 金 600 万円                             |
| 1 払込取扱場所     | 東京都千代田区千代田二丁目 2 番 2 号<br>X Y Z 銀行 本店 |

(一以下、省略一)

別紙 5

平成 28 年 5 月 15 日開催の東京商事株式会社の B 種類株式の種類株主総会の議事概要

出席株主の状況

議決権を有する B 種類株主全員出席

(一中略一)

第 1 号議案 取締役の選任の件

議長は、取締役 D が平成 28 年 5 月 12 日に辞任届を提出したことに伴い、後任の取締役を選任する必要がある、下記の者を当該後任の取締役として選任してほしい旨を述べ、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを可決承認した。

なお、被選任者は、席上その就任を承諾した。

(住所省略) 取締役 H

以上をもって本日の議事を終了したので、議長は、閉会を宣した。

(一以下、省略一)

別紙 6

平成 28 年 6 月 2 日開催の東京商事株式会社の取締役会の議事概要

取締役及び監査役全員出席

(一中略一)

第 1 号議案 自己株式の取得

議長は、下記のとおり自己株式を取得する旨を説明し、その賛否について議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを可決承認した。

記

- |                           |                  |
|---------------------------|------------------|
| 1 取得する株式の種類及び数            | B 種類株式 300 株     |
| 1 株式 1 株を取得するのと引換えに交付する金銭 | 金 3 万円           |
| 1 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額 | 金 900 万円         |
| 1 株式の譲渡しの申込みの期日           | 平成 28 年 6 月 17 日 |

(一以下、省略一)

別紙 7

平成 28 年 6 月 17 日開催の東京商事株式会社の取締役会の議事概要

取締役及び監査役全員出席

(一中略一)

第 1 号議案 自己株式の消却の件

議長は、本日をもって、当会社の有する自己株式の全部（内訳の記載は省略）の消却をしたい旨及びその理由を詳細に説明し、その承認を求めたところ、出席取締役全員の賛成を得たので、本議案は承認確定した。

(一以下、省略一)

別紙 8

平成 28 年 6 月 20 日開催の東京商事株式会社の臨時株主総会の議事概要

(一中略一)

第 1 号議案 取締役の解任の件

議長は、取締役 F について、その職務に不正があったことを説明し、解任すべきであることを述べ、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致により、これを可決承認した。

(一以下、省略一)



別紙 9

平成 28 年 6 月 27 日開催の東京商事株式会社の定時株主総会の議事概要

(一中略一)

第 1 号議案 計算書類（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）承認の件

(承認一記載省略)

第 2 号議案 取締役の選任の件

議長は、取締役(氏名一記載省略)が本定時株主総会の終結と同時に任期満了退任するため、新たに取締役を選任する必要がある旨を述べ、次の者を取締役に選任することについての賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって可決承認した。

なお、被選任者は、席上その就任を承諾した。

(住所省略) 取締役 I

(住所省略) 取締役 J

(住所省略) 取締役 K

(住所省略) 取締役 B

(一以下、省略一)

別紙 10

平成 28 年 6 月 27 日開催の東京商事株式会社の取締役会の議事概要

取締役及び監査役全員出席

(一中略一)

第 1 号議案 代表取締役の選定の件

議長は、新たに次の者を代表取締役に選定すべきである旨を述べ、その賛否を議場に諮ったところ、全員一致をもってこれを可決承認した。なお、被選定者は、席上その就任を承諾した。

東京都新宿区高田馬場一丁目 1 番 1 号

代表取締役 K

(一以下、省略一)

## 別紙 11

## 司法書士の聴取記録（平成 28 年 6 月 1 日現在）

- 1 平成 28 年 5 月 13 日、東京商事株式会社の監査役である株主 G から、別紙 2 のとおり、A 種類株式の取得の請求がされた。なお、取得と引換えに交付する新株予約権の帳簿価額は、取得の効力発生日における分配可能額を超えていない。また、東京商事株式会社が平成 28 年 5 月 13 日以前に保有していた自己株式はない。
- 2 平成 28 年 5 月 12 日、取締役 D から辞任届が提出された。
- 3 東京商事株式会社は、平成 28 年 5 月 15 日午前 10 時から午前 11 時までの間において、臨時株主総会を開催した。議事の経過の概要は、別紙 3 に記載のとおりである。
- 4 平成 28 年 5 月 15 日午後 1 時から午後 2 時までの間において、取締役会が開催された。議事の経過の概要は、別紙 4 に記載のとおりである。株式の無償割当てについて、会社法上必要とされる A 種類株主及び C 種類株主に対する通知及び公告その他の所要の手続は、適法になされている。また、募集株式発行に先立ち、平成 27 年 5 月 28 日の臨時株主総会において、募集株式の発行に係る募集事項の決定を取締役に委任する旨の決議がなされている。そして、平成 28 年 5 月 16 日、東京商事株式会社と X は、総数引受契約を締結し、平成 28 年 5 月 30 日、X は、募集株式に関する全額の払込みをした。なお、募集株式の発行における払込金額は、募集株式を引き受ける者に特に有利な金額ではなく、募集事項の決定の委任決議に係る種類株主総会の決議は、適法になされている。
- 5 平成 28 年 5 月 15 日午後 4 時から午後 5 時までの間において、B 種類株主総会が開催された。議事の経過の概要は、別紙 5 に記載のとおりである。
- 6 東京商事株式会社の定款には、「当社の取締役の員数は、5 名以上とする。」旨の定めがある。また、東京商事株式会社は、現に株券を発行している会社である。
- 7 取締役 A 及び取締役 C は、平成 26 年 6 月 27 日開催の A 種類株主による種類株主総会において選任されており、取締役 B は、平成 27 年 6 月 27 日開催の A 種類株主による種類株主総会において選任されており、取締役 D、取締役 E 及び取締役 F は、平成 26 年 6 月 27 日開催の B 種類株主による種類株主総会において選任されている。

別紙 12

司法書士の聴取記録（平成 28 年 7 月 15 日現在）

- 1 平成 28 年 6 月 2 日午後 1 時から午後 2 時までの間において、取締役会が開催された。議事の経過の概要は、別紙 6 に記載のとおりである。自己株式の取得に関しては、平成 27 年 6 月 27 日開催の定時株主総会において株式を取得することができる期間を 1 年として、自己株式の取得に関する事項の決定が有効になされている。また、当該決定に基づき、東京商事株式会社は、自己株式の取得について B 種類株主に対し会社法上必要な通知をした。これを受けて平成 28 年 6 月 17 日、B 種類株主 Z が自己の所有する全ての B 種類株式 300 株を譲り渡す旨の申込みをした。なお、当該自己株式の取得に関する金銭の帳簿価額の総額は、平成 28 年 6 月 17 日現在における分配可能額を超えていない。
- 2 平成 28 年 6 月 17 日午後 1 時から午後 2 時までの間において、取締役会が開催された。議事の経過の概要は、別紙 7 に記載のとおりである。なお、平成 28 年 6 月 17 日に、株式の消却に関する手続が終了した。
- 3 東京商事株式会社は、平成 28 年 6 月 20 日午前 10 時から午前 11 時までの間において、臨時株主総会を開催した。議事の経過の概要は、別紙 8 に記載のとおりである。
- 4 平成 28 年 6 月 21 日、E が死亡し、同日、親族から死亡届が提出された。
- 5 東京商事株式会社は、平成 28 年 6 月 27 日午前 10 時から午前 11 時までの間において、定時株主総会を開催した。議事の経過の概要は、別紙 9 に記載のとおりである。なお、B は、当該定時株主総会の終結と同時に辞任する旨の辞任届を提出している。
- 6 平成 28 年 6 月 27 日午後 1 時から午後 2 時までの間において、取締役会が開催された。議事の経過の概要は、別紙 10 に記載のとおりである。当該取締役会の議事録には、出席者全員の市区町村長届出印による押印がされている。
- 7 東京商事株式会社の定款には、「当会社の取締役の員数は、5 名以上とする。」旨の定めがある。
- 8 東京商事株式会社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までである。